

○国土交通省告示第二百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三第二項並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条の二第五号、第三十八条第三項、第四十六条第二項第一号ハ、同条第三項及び第四項、第六十六条並びに第六十九条の規定に基づき、木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十七日

国土交通大臣 中野 洋昌

木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件等の一部を改正する告示

（木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件の一部改正）

第一条 木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件（昭和五十六年建設省告示第千百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第三 令第四十六条第四項に規定する木造の建築物においては、第一各号に定める軸組又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組を、各階の張り間方向及び桁行方向につき、当該軸組の長さに第二各号に定める当該軸組の倍率の数值を乗じて得た長さの合計（以下「存在壁量」という。）が、次の各号に掲げる数值以上となるように、設置しなければならない。

一 当該階の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置その他これに類するもの（以下「物置等」という。）を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積）に次の式により計算した数值（第四第一号において「単位面積当たりの必要壁量」という。）を乗じて得た数值（以下この号において「必要壁量」という。）。この場合において、第一各号に定める軸組及び令第四十六条第四項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組のうち、第一第十二号に定める軸組及びこれに類する形状の軸組（以下「準耐力壁等」という。）以外のものの長さに当該軸組の倍率の数值を乗じて得た長さの合計は、準耐力壁等において柱の折損その他の脆性的な破壊によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれがないことが確かめられた場合を除き、必要壁量の二分の一以上としなければならない。

$$Lw = (Ai \cdot Co \cdot \Sigma wi) / (0.0196 \cdot Afi)$$

この式において、 $Lw$ 、 $Ai$ 、 $Co$ 、 $\Sigma wi$ 及び $Afi$ は、それぞれ次の数值を表すものとする。

$Lw$  単位面積あたりの必要壁量（単位 一平方メートルにつきセンチメートル）

改正前

第三 令第四十六条第四項に規定する木造の建築物においては、第一各号に定める軸組又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組を、各階の張り間方向及び桁行方向につき、当該軸組の長さに第二各号に定める当該軸組の倍率の数值を乗じて得た長さの合計（以下「存在壁量」という。）が、次の各号に掲げる数值以上となるように、設置しなければならない。

一 当該階の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置その他これに類するもの（以下「物置等」という。）を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積）に次の式により計算した数值（第四第一号において「単位面積当たりの必要壁量」という。）を乗じて得た数值（以下この号において「必要壁量」という。）。この場合において、第一各号に定める軸組及び令第四十六条第四項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組のうち、第一第十二号に定める軸組及びこれに類する形状の軸組（以下「準耐力壁等」という。）以外のものの長さに当該軸組の倍率の数值を乗じて得た長さの合計は、準耐力壁等において柱の折損その他の脆性的な破壊によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれがないことが確かめられた場合を除き、必要壁量の二分の一以上としなければならない。

$$Lw = (Ai \cdot Co \cdot \Sigma wi) / (0.0196 \cdot Afi)$$

この式において、 $Lw$ 、 $Ai$ 、 $Co$ 、 $\Sigma wi$ 及び $Afi$ は、それぞれ次の数值を表すものとする。

$Lw$  単位面積あたりの必要壁量（単位 一平方メートルにつきセンチメートル）

Ai 昭和五十五年建設省告示第七百九十三号第三に定

める式により算出した数値。この場合において、同告示第三中「和（建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。以下同じ。）」「とあるのは、「和」と読み替えるものとする。

Co ○・二（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内においては、○・三）

Σwi 当該階（当該階が三階以下の階である場合に限る。

）が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和（単位キロニュートン）

Afi 当該階の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積）（単位 平方メートル）

二 (略)

2 (略)

第五 令第四十六条第四項に規定する木造の建築物のうち、地階を除く階数が三で高さが十三メートルを超え、十六メートル以下のものにあつては、次の式によつて計算した各階の壁量充足率比が、それぞれ十分の六以上であることを確かめなければならない。ただし、令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

$$R_f = r_f / \bar{r}_f$$

この式において、 $R_f$ 、 $r_f$ 及び $\bar{r}_f$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ai 昭和五十五年建設省告示第七百九十三号第三に定

める式により算出した数値

Co ○・二（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、○・三）

Σwi 当該階（当該階が三階以下の階である場合に限る。

）が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和（単位キロニュートン）

Afi 当該階の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積）（単位 平方メートル）

二 (略)

2 (新設)

第六

(略)

$R_f$  各階の壁量充足率比  
 $r_f$  各階の壁量充足率(第三第一項に規定する存在壁量を  
同項第一号に規定する必要壁量で除した数値をいう。)  
 $\bar{r}_f$  当該建築物についての $r_f$ の相加平均

第五

(略)

（建築基準法施行令の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件の一部改正）

第二条 建築基準法施行令の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件（昭和六十二年建設省告示第千八百九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第二項第一号ハ及び第三項ただし書並びに第六十九条の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準は、次に掲げるものとする。</p> <p style="text-align: center;">一～三 （略） （削る）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第二項第一号ハ及び第三項ただし書並びに第六十九条の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準は、次の各号に定める基準（令第四十六条第二項第一号ハの構造計算にあつては、第一号から第三号までに定める基準）とする。</p> <p style="text-align: center;">一～三 （略）</p> <p>四 地階を除く階数が三である木造の建築物であつて、高さが十三メートルを超え、十六メートル以下のものにあつては、次の式によつて計算した各階の壁量充足率比が、それぞれ十分の六以上であることを確かめること。ただし、令第八十二条の六第二号イに定めるところにより各階の剛性率を計算し、それぞれ十分の六以上であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。</p> $R_f = r_f / \bar{r}_f$ <p>この式において、<math>R_f</math>、<math>r_f</math> 及び <math>\bar{r}_f</math> は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><math>R_f</math> 各階の壁量充足率比</p> <p><math>r_f</math> 各階の壁量充足率（昭和五十六年建設省告示第千百号第三第一項に規定する存在壁量を同項第一号に規定する必要壁量で除した数値をいう。）</p> <p><math>\bar{r}_f</math> 当該建築物についての <math>r_f</math> の相加平均</p> </div>

（建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件の一部改正）

第三条 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三十八条第三項に規定する建築物の基礎の構造は、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度（改良された地盤にあつては、改良後の許容応力度とする。以下同じ。）が一平方メートルにつき二十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造と、一平方メートルにつき二十キロニュートン以上三十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造又はべた基礎と、一平方メートルにつき三十キロニュートン以上の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造、べた基礎又は布基礎としなければならない。

（削る）

（削る）

（削る）  
（削る）

2  
4  
（略）

改正前

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三十八条第三項に規定する建築物の基礎の構造は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度（改良された地盤にあつては、改良後の許容応力度とする。以下同じ。）が一平方メートルにつき二十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造と、一平方メートルにつき二十キロニュートン以上三十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造又はべた基礎と、一平方メートルにつき三十キロニュートン以上の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造、べた基礎又は布基礎としなければならない。

一 次イ又はロに掲げる建築物に用いる基礎である場合

イ 木造の建築物のうち、茶室、あずまやその他これらに類するもの

ロ 延べ面積が十平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類するもの

二 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が一平方メートルにつき七十キロニュートン以上の場合であつて、木造建築物又は木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分のうち、令第四十二条第一項ただし書の規定により土台を設けないものを用いる基礎である場合

三 門、塀その他これらに類するものの基礎である場合

四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第二項、第六項又は第七項に規定する仮設建築物（同法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（木造の建築物にあつては、地階を除く階数が三以上であるもの、延べ面積が三百平方メートルを超えるもの又は高さが十六メートルを超えるものに限る。）を除く。）を用いる基礎である場合

2  
4  
（略）

次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の構造部分の基礎の構造は、当該建築物又は建築物の構造部分に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、第一項に規定する構造によらないことができる。

一 木造の建築物のうち、茶室、あずまやその他これらに類する建築物

二 物置、納屋その他これらに類する建築物のうち、延べ面積が十平方メートル以内のもの

三 木造建築物又は木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分のうち、令第四十二条第一項ただし書の規定により土台を設けないもの（地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が一平方メートルにつき七十キロニュートン以上の場合に限る。）

四 門、塀その他これらに類する建築物

五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第二項、第六項又は第七項に規定する建築物（同法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（木造の建築物にあつては、地階を除く階数が三以上であるもの、延べ面積が三百平方メートルを超えるものは高さが十六メートルを超えるものに限る。）を除く。）

六 コンテナその他これに類するものを利用した建築物のうち、階数が一であるもの

（新設）

（屋上から突出する水槽、煙突等の構造計算の基準を定める件の一部改正）

第四条 屋上から突出する水槽、煙突等の構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千三百八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、冷却塔、煙突その他これらに類するもの（以下「屋上水槽等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p>
改正前	<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一項第二号イ又はロに規定する建築物に設ける屋上から突出する水槽、冷却塔、煙突その他これらに類するもの（以下「屋上水槽等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p>

（鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件の一部改正）

第五条 鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十六条に規定する国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げる柱の脚部の構造に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 露出形式柱脚 次のイからハまで（令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合にあつては、ロ及びハ）に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 根巻き形式柱脚 次のイからハまで（令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合にあつては、ハ）に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 根巻き部分（鉄骨の柱の脚部において鉄筋コンクリートで覆われた部分をいう。ロ及びハにおいて同じ。）の高さは、柱幅（張り間方向及び桁行方向の柱の見付け幅のうち大きい方をいう。次号イ及びハにおいて同じ。）の二・五倍以上であること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>三 埋込み形式柱脚 次に掲げる基準に適合すること。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合は、この限りでない。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>2 次各号のいずれかに該当する建築物の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法は、当該建築物に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、前項の基準によらないことができる。</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十六条に規定する鉄骨造の柱の脚部は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第二項、第六項又は第七項に規定する仮設建築物（同法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物を除く。）のものを除き、次の各号のいずれかに定める構造方法により基礎に緊結しなければならぬ。ただし、第一号（ロ及びハを除く。）、第二号（ハを除く。）及び第三号の規定は、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合においては、適用しない。</p> <p>一 露出形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 根巻き形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。</p> <p>イ 根巻き部分（鉄骨の柱の脚部において鉄筋コンクリートで覆われた部分をいう。以下同じ。）の高さは、柱幅（張り間方向及びけた行方向の柱の見付け幅のうち大きい方をいう。第三号イ及びハにおいて同じ。）の二・五倍以上であること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>三 埋込み形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>（新設）</p>

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第二項、第六項又は第七項に規定する建築物（同法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物を除く。）
- 二 コンテナその他これに類するものを利用した建築物のうち、階数が一であるもの

(損傷限界変位、 $T_d$ 、 $B_{di}$ 、層間変位、安全限界変位、 $T_s$ 、 $B_{si}$ 、 $F_h$ 及び $G_s$ を計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を定める件の一部改正)

第六条 損傷限界変位、 $T_d$ 、 $B_{di}$ 、層間変位、安全限界変位、 $T_s$ 、 $B_{si}$ 、 $F_h$ 及び $G_s$ を計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を定める件(平成十二年建設省告示第千四百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三第一項中「第二」を「第四」に改める。

(建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部改正)

第七条 建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件(平成十九年国土交通省告示第五百九十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物及び当該建築物を除くほか、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の建築物のうち、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。

一・二（略）

三 組積造若しくは補強コンクリートブロック造の建築物（地階を除く階数が三以下であるものに限る。）又は無筋コンクリート造の建築物であつて、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの

四（略）

五 木造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一の構造と鉄骨造とを併用する建築物であつて、次のイからへまでに該当するもの以外のもの（前号イからへまでに該当するものを除く。）

イ 次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの

(1)・(2)（略）

(3) 地階を除く階数が二又は三であり、かつ、一階部分を鉄骨造とし、二階以上の部分を木造としたもの

(4) 地階を除く階数が三であり、かつ、一階及び二階部分を鉄骨造とし、三階部分を木造としたもの

ロ〜へ（略）

六 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、次

改正前

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物のうち、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。

一・二（略）

三 地階を除く階数が三以下である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物であつて、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下であるもの以外のもの

四（略）

五 木造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一の構造と鉄骨造とを併用する建築物であつて、次のイからへまでに該当するもの以外のもの（前号イからへまでに該当するものを除く。）

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

(1)・(2)（略）

(3) 地階を除く階数が三以下であり、かつ、木造と鉄骨造とを併用するもの

（新設）

ロ〜へ（略）

六 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、次

のイ又はロに該当するもの以外のもの（第四号イからへまでに該当するものを除く。）

イ 次の(1)から(11)までに該当するもの

(1) (9) (略)

(10) C L Tパネル工法を用いた建築物の構造部分について、平成

二十八年国土交通省告示第六百一十一号第九第一項第二号に定める構造計算を行ったもの

(11) (略)

ロ (略)

七 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であつて、デッキプレート版を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が次のイからトまでのいずれか及びチに該当するもの以外のもの

イ (略)

ロ 地階を除く階数が三以下である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物であつて、高さが十三メートル以下で、かつ、

軒の高さが九メートル以下であるもの

ハチ (略)

八・九 (略)

十 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの  
イ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) (略)

(2) 骨組の構造が次のいずれかに該当し、天井が第一号イ(6)に該当するもの

(i) 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル

以下である木造のもの

(ii) 地階を除く階数が三以下である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物であつて、高さが十三メートル以下で

のイ又はロに該当するもの以外のもの（第四号イからへまでに該当するものを除く。）

イ 次の(1)から(11)までに該当するもの

(1) (9) (略)

(10) C L Tパネル工法を用いた建築物の構造部分について、平成

二十八年国土交通省告示第六百一十一号第九第二号に定める構造計算を行ったもの

(11) (略)

ロ (略)

七 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であつて、デッキプレート版を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が次のイからトまでのいずれか及びチに該当するもの以外のもの

イ (略)

ロ 地階を除く階数が三以下である組積造又は補強コンクリートブロック造のもの

ハチ (略)

八・九 (略)

十 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの  
イ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) (略)

(2) 骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当し、天井がトに該当するもの

(新設)

(新設)

、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

(iii) 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造のものであつて、第一号イ又はロ（薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつては、イ）に該当するもの

(iv) 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造のもの又はこれらの構造を併用するものであつて、第二号イに該当するもの

(v) 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用するもの又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用するものであつて、第四号イからホまでに該当するもの

(vi) 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであつて、第六号イ(1)から(10)まで又は同号ロ(1)から(4)までに該当するもの

ロ

(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ロ

(略)

（確認審査等に関する指針の一部改正）

第八条 確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一 確認審査に関する指針

(略)

2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一・二 (略)

二の二 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第十條の三第四項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ (略)

ロ 申請者等に対し建築士法第十條の三第一項に規定する構造設計一級建築士証（同法第十條の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法

二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の三の規定の適用を受ける場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設備設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第

改正前

第一 確認審査に関する指針

(略)

2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一・二 (略)

二の二 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第十條の二の二第四項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ (略)

ロ 申請者等に対し建築士法第十條の二の二第一項に規定する構造設計一級建築士証（同法第十條の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法

二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の三の規定の適用を受ける場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設備設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第

十条の三第四項に規定する設備設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ (略)

ロ 申請者等に対し建築士法第十条の三第二項に規定する設備設計一級建築士証(同法第十条の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。)の提示を求め、当該設備設計一級建築士証により確かめる方法

二の四 申請又は通知に係る建築物が法第六条の三第一項ただし書又は法第十八条第五項ただし書の規定の適用を受ける場合(当該建築物の計画に係る確認審査が法第六条の三第一項第二号に掲げる確認審査又は法第十八条第五項第二号に掲げる審査である場合に限る。)にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第四面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第十条の三第四項に規定する構造設計一級建築士であることを第二号の二イ又はロに掲げる方法のいずれかにより確かめること。

三 三〇六 (略)

3 3 5 (略)

別表

令第 八十	(三)	(二)・(一) (略)	区分	(い)
			図書の種類	(ろ)
			審査すべき事項	(は)
			判定すべき事項	(に)

十条の二の二第四項に規定する設備設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ (略)

ロ 申請者等に対し建築士法第十条の二の二第一項に規定する設備設計一級建築士証(同法第十条の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。)の提示を求め、当該設備設計一級建築士証により確かめる方法

(新設)

三 三〇六 (略)

3 3 5 (略)

別表

令第 八十	(三)	(二)・(一) (略)	区分	(い)
			図書の種類	(ろ)
			審査すべき事項	(は)
			判定すべき事項	(に)

第一條 第二項 第二号 イに 規定 する 許容 応力 度等 計算 によ り安 全性 を確 かめ た建 築物

令 第八 十二条 各号 関係 係

(略)	荷重・外力計 算書		(略)
	(略)	(略)	

第一條 第二項 第二号 イに 規定 する 許容 応力 度等 計算 によ り安 全性 を確 かめ た建 築物

令 第八 十二条 各号 関係 係

(略)	荷重・外力計 算書		(略)
	(略)	(略)	

		(四)	
令第八十 第一條第三項に 規定する 令第八十 二條各号 及び 令第八十 二條の四 に定める ところ による 構造 計算 により 安全性 を確保 ため		令第八十 第一條第三項に 規定する 令第八十 二條各号 及び 令第八十 二條の四 に定める ところ による 構造 計算 により 安全性 を確保 ため	
係 関 号 各 条 二 十 八 第 令		(略)	
算書 荷重・外力計		(略)	
地震力の数値及びその算出方法及びその算出方法及び明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。		(略)	

		(四)	
令第八十 第一條第三項に 規定する 令第八十 二條各号 及び 令第八十 二條の四 に定める ところ による 構造 計算 により 安全性 を確保 ため		令第八十 第一條第三項に 規定する 令第八十 二條各号 及び 令第八十 二條の四 に定める ところ による 構造 計算 により 安全性 を確保 ため	
係 関 号 各 条 二 十 八 第 令		(略)	
算書 荷重・外力計		(略)	
地震力（令第八十二條の五第三号ハに係る部分）の数値及びその算出方法及び明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。		(略)	

た建 築物		
(略)		
	(略)	
		(略)

た建 築物		
(略)		
	(略)	
		(略)

（床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件の一部改正）

第九条 床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第三項に規定する床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準は、次のいずれかとする。

- 一 (略)
  - 二 床組及び小屋ばり組（次に掲げる基準に適合するものに限る。）の根太又ははり（以下「根太等」といい、根太等の相互の間隔が五百ミリメートル以下の場合に限る。）に対して、厚さ三十ミリメートル以上、幅百八十ミリメートル以上の板材をJIS A 五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定するN九〇を用いて六十ミリメートル以下の間隔で打ち付けること又はこれと同等以上の耐力を有するよう  
にすること。
- イ・ロ (略)

ハ 各階の張り間方向及び桁行方向において、耐力壁線（次の(i)又は(ii)に該当するものをいう。以下同じ。）の相互の間隔が、耐力壁線の配置に応じて、次の式により計算した最大耐力壁線間距離以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐力壁（昭和五十六年建設省告示第千百号（以下「告示第千百号」という。）第一各号に定める軸組及び令第四十六条第四項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組のうち、同告示第三第一項第一号に規定する準耐力壁等以外のものをいう。以下このハ及びニにおいて同じ。）は同一直線上にあるものとみなすことができる。

$$l = \frac{100}{\alpha_1 \times Lw} \times \alpha_2$$

- (i) (略)
- (ii) (略)

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第三項に規定する床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準は、次のいずれかとする。

- 一 (略)
  - 二 床組及び小屋ばり組（次に掲げる基準に適合するものに限る。）の根太又ははり（以下「根太等」といい、根太等の相互の間隔が五百ミリメートル以下の場合に限る。）に対して、厚さ三十ミリメートル以上、幅百八十ミリメートル以上の板材をJIS A 五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定するN九〇を用いて六十ミリメートル以下の間隔で打ち付けること又はこれと同等以上の耐力を有するよう  
にすること。
- イ・ロ (略)

ハ 各階の張り間方向及び桁行方向において、耐力壁線（次の(i)又は(ii)に該当するものをいう。以下同じ。）の相互の間隔が、耐力壁線の配置に応じて、次の式により計算した最大耐力壁線間距離以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐力壁（昭和五十六年建設省告示第千百号（以下「告示第千百号」という。）第一各号に定める軸組及び令第四十六条第四項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組のうち、同告示第三第一項第一号に規定する準耐力壁等以外のものをいう。以下このハ及びニにおいて同じ。）は同一直線上にあるものとみなすことができる。

$$l = \frac{100}{\alpha \times Lw}$$

- (i) (略)
- (ii) (略)

この式において、 $l$ 、 $\alpha_1$ 、 $Lw$ 及び $\alpha_2$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$l$  最大耐力壁線間距離（単位メートル）

$\alpha_1$  次の表の上欄及び中欄に掲げる耐力壁線の配置に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数

右に掲げる場合 以外の場合	床組及び小屋ばり組が接する当該階の耐力壁線のいずれもが(i)に該当する耐力壁線である場合	階数が二の建築物の一階の耐力壁線である場合であって、二階の耐力壁線が一階の耐力壁線の直上のみにある場合	○・二五
	階数が二の建築物の一階の耐力壁線である場合であって、一階の耐力壁線のうち(i)に該当するものの直上にある二階の耐力壁線が(i)に該当するものである場合	右に掲げる場合 以外の場合	○・五

この式において、 $l$ 、 $\alpha$ 及び $Lw$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$l$  最大耐力壁線間距離（単位メートル）

$\alpha$  次の表の上欄及び中欄に掲げる耐力壁線の配置に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数

右に掲げる場合 以外の場合	床組及び小屋ばり組が接する当該階の耐力壁線のいずれもが(i)に該当する耐力壁線である場合	階数が二の建築物の一階の耐力壁線である場合であって、二階の耐力壁線が一階の耐力壁線の直上のみにある場合	○・二五
	階数が二の建築物の一階の耐力壁線である場合であって、一階の耐力壁線のうち(i)に該当するものの直上にある二階の耐力壁線が(i)に該当するものである場合	右に掲げる場合 以外の場合	○・五

三  
二  
(略)

右に掲げる場合 以外の場合	一・〇
------------------	-----

*Lw* 告示第千百号第三第一項第一号に規定する単位面  
積当たりの必要壁量(単位 一平方メートルにつき  
センチメートル)

$\alpha_2$  次の式によって計算した数

$$\alpha_2 = 1 - 0.1 \times (H - 3.2)$$

この式において、*H*は、階の上下に設ける横  
架材の上端の相互間の垂直距離(三・二未満  
の場合は、三・二)(単位 メートル)

三  
二  
(略)

右に掲げる場合 以外の場合	一・〇
------------------	-----

*Lw* 告示第千百号第三第一項第一号に規定する単位面  
積当たりの必要壁量(単位 一平方メートルにつき  
センチメートル)

（防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第十条 防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第四第一号イ(2)中「枠組壁工法」の下に「（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。(5)において同じ。）」を加え、「（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第一から第十二までに規定する技術的基準に適合する建築物をいう。(5)において同じ。）」を削る。

（学校の木造の校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第十一条 学校の木造の校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（令和六年国土交通省告示第四百四十五号）の一部を次のように改正する

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準は、<u>建築基準法施行令第三章第三節に定めるところ</u>によるほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>第二 第一の規定は、次の各号のいずれかに掲げる校舎については、適用しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 昭和五十六年建設省告示第千百号第<u>六</u>に規定する木造の建築物に該当するもの</p> <p>四 (略)</p>	<p>第一 学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準は、<u>次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>一～四 (略)</p> <p>第二 第一の規定は、次の各号のいずれかに掲げる校舎については、適用しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 昭和五十六年建設省告示第千百号第<u>五</u>に規定する木造の建築物に該当するもの</p> <p>四 (略)</p>

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

(構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正)

2 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(平成十四年国土交通省告示第四百六十三号)の一部を次のように改正する。

第二第一号ロ(6)中「第一号へ」を「第一項第一号へ」に改める。